

2020年10月7日

苫小牧市  
市長 岩倉 博文 様

連合北海道胆振地域協議会  
会長 日西 和広

連合北海道苫小牧地区連合  
会長 南部谷 康史

## 2021年度の予算編成・行政運営に関する「要求と提言」

貴職におかれましては、地域産業の発展と雇用確保・創出、住民福祉の向上のため、日夜、御奮闘されていることに対し心より敬意を表します。

さて、日本経済は、新型コロナウイルスの全世界的感染拡大に伴い、グローバル化した経済・社会・雇用への影響は、リーマンショック以上とも指摘されています。感染拡大の収束を第一義として対策を進めるべきではありますが、政府・自治体の自肅要請による影響は多方面に及んでおり、生活困窮・事業継続危機への迅速かつ継続的な対応が求められます。

北海道は、全国を上回る早さで少子高齢化が進み、医療・福祉・教育や地域公共交通など、地域で暮らし続けるための基礎的な住民サービスが縮小し、札幌への一極集中や若者の道外転出に歯止めが掛かっていません。道内の雇用情勢は、コロナ禍にあり、小売、飲食、観光サービスをはじめ様々な業種で厳しい状況が続いている。一方、介護や医療、農林漁業、建設などに加え自動車運転手などの業種においては、人手不足の状態が続いている。

多発する自然災害や一昨年の胆振東部地震により、防災・減災に関する様々な課題が明らかになり、これらの対応がこれまで以上に急がれます。このような様々な課題を前に、地域で住民が暮らし続けることができるよう、自治体行政の果たす役割は極めて重要なっています。

連合北海道胆振地域協議会並びに苫小牧地区連合会はこのような認識に立ち、勤労道民・生活者の立場から「要求と提言」をとりまとめましたので、要請の趣旨をご理解いただき、今後の行政運営および2021年度予算編成において反映されますよう要望いたします。

### 記

#### 1. 地場産業の振興と地域雇用対策の推進

##### (1) 地域雇用対策の推進と雇用環境の改善

- ① 各総合振興局が開催する「地域雇用ネットワーク会議」に参画するとともに、良質で安定的な雇用の確保・創出に向けて、地域における雇用・就業の実態や企業・産業状況を把握・分析するとともに、地域独自の効果的な雇用対策事業を展開すること。
- ② 商工会議所・商工会と連携して、改正小規模事業者支援法に基づく「事業継続力強化支援計画」を策定するとともに、BCPの策定にあたっては、新型コロナウイルス感染

症対策も含めた内容とすること。

- ③ 福祉・介護や建設・運輸分野をはじめ地域の中小企業における人材確保を推進するため、「職場定着支援助成金制度」や「建設キャリアアップシステム」等の活用促進に向けた周知や申請作業を支援すること。
- ④ 国や道、学校、事業主、職業紹介事業者、求人情報提供事業等の就職支援関係者、地域若者サポートステーションや労使団体等の地域における関係者と連携し、個々の若者のニーズに沿った円滑な就職等の実現に向けた取り組みを行うこと。さらに、ニートや中途退学者など若年無業者をはじめ、いわゆる就職氷河期世代（30歳半ば～40歳半ば）への就労支援体制の整備・強化をはかるとともに、就労支援及び職業訓練機関に関する具体的な情報を適切に提供すること。
- ⑤ 国や道、学校、労使団体等と連携し、若者が労働法等の働く者の権利と義務、税や社会保険の仕組みに関する基本的な知識を習得する機会を確保するとともに、これらに関する相談窓口の所在などについて周知・広報すること。
- ⑥ 公契約のもとで働く者の適正な賃金水準・労働諸条件の確保により、公共サービスの質の向上や住民の安全な暮らし、地元企業の人材確保などを実現し、地域の活性化に寄与することを目的として公契約条例を制定すること。
- ⑦ 会計年度任用職員制度における当該職員の待遇改善に向けて、本来の法の主旨に基づく所要額の調査を行い、確実にその財源を確保すること。

#### （2）季節労働者の雇用確保と生活の安定

- ① 冬期間の就労機会を確保するため短期就労事業を推進するとともに、生活資金貸付事業などを実施し生活の安定を図ること。また、通年雇用や労働環境改善に取り組む事業者に対して、入札参加資格の優遇措置を講ずること。
- ② 建設事業者に対して建設業退職金共済制度への加入を促すとともに、2016年の制度改定による変更点（退職金の支給要件の緩和、移動通算の申出期間の延長、移動通算できる退職金額の上限撤廃）を周知すること。併せて、労働者への共済手帳の配布と共済証紙の貼付については、公共工事・民間工事の区別なく行われるよう事業主への指導を徹底すること。
- ③ 季節労働者の雇用と生活の安定を図るよう、国に対し次の制度改善を求める。
  - イ）雇用保険は、特例一時金を50日に復活する。
  - ロ）通年雇用促進支援事業は、季節労働者の通年雇用化をはじめ、冬期離職者の生活保障を含む包括的な支援事業に取り組むことが出来るものとする。
  - ハ）建退共は、掛金納付月数が24月末満の場合でも、退職金額が掛金相当額以上の水準となるよう見直す。

#### （3）外国人技能実習制度の適正な運用と技能実習生の保護

- ① 技能実習生に対する新型コロナウイルス感染症にかかる情報提供については、やさしい日本語をはじめとする多言語による最新の情報提供に努めるとともに、実習実施者への周知を徹底すること。
- ② 広域かつ農業、水産業における技能実習生の多い北海道において、的確な実地検査や指導監督を行うよう技能実習機構の体制整備を求める。
- ③ 技能実習生を含む外国人労働者および外国人労働者を雇用する事業主に対し、外国人労働者も雇用調整助成金の支給対象であることを周知すること。また技能実習生は在留期間に限りのある有期労働契約により雇用されている者であり、解雇に関しては通常の

労働者よりその有効性が厳しく判断されることを周知し、安易な解雇や強制帰国に対して厳正に対処すること。

(4) 「北海道最低賃金」の履行確保

- ① 委託・発注先の事業所における最低賃金の履行確保をはかるとともに、法違反があつた場合は是正指導や、指導に従わない場合は委託先から除外する等の対応をとること。

## 2. 地域包括ケアシステムの構築と介護提供体制の確立

(1) 適切なサービスの提供

- ① 地域包括支援センターの機能と役割を強化し、地域支援事業を確實に実施するとともに、任意事業である介護給付費適正化事業、家族介護支援事業に積極的に取り組むこと。
- ② 切れ目の無い医療と介護サービス提供体制の構築に向けて、感染症対策も含めて自治体・地域包括支援センターが中心となり、在宅医療、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局、訪問看護などの連携を推進すること。
- ③ 介護予防・日常生活支援総合事業にかかる基本チェックリストの運用については、要介護認定を受けるべき人が、窓口の主観的な判断によって除外されることのないよう、明確な運用基準を定めること。
- ④ 感染症対策として、オンライン受診や周辺自治体の病院等との連携システムを構築すること。
- ⑤ 単身者を含む要介護者の在宅生活と家族の就労生活に影響を及ぼさないよう、生活援助中心型の訪問介護サービスについて、利用回数が一定以上のケアプランを検証する際には、サービス利用者の生活実態に即して判断することとし、画一的な運用で一律に利用回数を制限しないこと。
- ⑥ 認知症初期集中支援チームならびに認知症地域支援推進員の配置を確實に進める。また、認知症の人が安易に入院しないよう、地域での支援体制を整備すること。

(2) 介護職員の待遇改善と人材確保

- ① 介護に関わる多くの機関と連携し介護労働者の待遇の向上や介護業界全体の人材確保とともに、介護労働のイメージの向上を進める。また、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第6条に基づく「介護雇用管理改善等計画」および労働基準関係法令などの周知徹底をはかること。
- ② ケアマネージャーが利用者の状態把握やサービス担当者会議などを十分行えるように、事務の簡素化を進め負担軽減をはかること。また、研修を受講しやすい環境を整えるよう、事業所に対する指導を徹底すること。
- ③ 新型コロナウイルス感染症が発生した場合の施設への応援体制、介護職員の応援派遣など、介護崩壊しないシステムの構築に取り組むこと。

## 3. 生活困窮者自立支援や子どもの貧困対策など地域福祉の充実

(1) 生活困窮者自立支援体制の整備と地域福祉計画の策定

- ① 高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉などの制度について、地域住民や働く者が参加し一体的に地域福祉を推進するため、市町村地域福祉計画を策定する。
- ② 任意事業である就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業を積極的に実施する。また、自立相談支援事業と就労準備支援事業、家計相談支援事業については、一体的な実施に積極的に取り組む。

③ 自治体においては、保健、医療、住宅、経済など関係部署の緊密な連携による横断的な制度の実施体制を確立すること。また、新型コロナウイルス感染症への対応について、平時より高齢の生活困窮者に対し支援体制のあり方を検討すること。

(2) 「子どもの貧困」の解消

① 地域における子どもの生活実態調査を行い、経済的支援を含めた必要な支援を迅速かつ積極的に行い、子どもに対する教育の機会均等を保障すること。

② 「貧困の連鎖」を防止すべく、就学援助制度における準要保護者の対象水準の引き下げを行わず同制度を維持・拡充すること。

③ コロナ禍にあって孤立しがちな子どもたちに対し、居場所の提供や生活習慣の向上等の取り組みも含め、感染防止対策を講じて、生活困窮者自立支援制度の学習支援事業等を積極的に実施すること。

(3) 生活保護制度の充実と運営体制の改善

① 地域における生活保護受給者の生活実態を十分に把握し、生活扶助費や住宅扶助、冬季加算の安い引き下げを行わないよう、国に働きかけること。

② 福祉事務所設置自治体においては、ケースワーカー標準配置数を充足するよう人員を配置すること。社会福祉士、精神保健福祉士などの有資格者の採用や適正配置を行うとともに、職員のキャリアアップを考慮した人事異動を行うなど、人材の確保と育成を進めるこ。

## 4. 安心・安全の住まいと町づくりの推進、総合的な防災・減災対策の充実

(1) 安心・安全の住まいと町づくりの推進

① 住宅セーフティネット法に基づく「居住支援協議会」を設置し、賃貸住宅の登録制度や改修・入居者への経済的支援などに取り組み、障害者をはじめ高齢者や低所得者など、住宅の確保に悩む人たちを支援すること。

② 低所得の高齢者や経済的弱者のための「福祉灯油」制度、除雪や買い物支援などに取り組むとともに、市町村への財政支援の強化を国・道に求めること。

(2) 公共交通・生活交通の確保

① 改正「地域公共交通活性化再生法」を踏まえて、「地域公共交通計画」を策定し、住民の生活交通を維持し利便性を高めるとともに、まちづくりと一体となった地域公共交通施策の推進をはかること。また、計画策定にあたっては、交通・運輸関係の労働組合や地域住民の参画を求めるこ。

② いわゆる「ライドシェア」や脱法的に「任意の謝礼」を求める違法な白タクなど、自家用車を用いた新たな有償旅客運送事業については、既存の公共交通で保障されている利用者の安心・安全が確保されない限り、導入しないこと。

(3) 防災ネットワークの構築

① 「災害時の避難・誘導の仕組み」を整え、住民への周知を行うこと。また、平時から「顔の見える関係」を構築することで災害時の助け合いにつなげるとともに、地方防災会議への女性・若年者・高齢者・障がい者の参画を担保すること。

② 災害時に機能する信頼性の高い情報収集・伝達体制を構築すること。被害を低減させるための施設・装備を充実し、災害発生時に機能する医療体制を整備・強化すること。また、防災行動計画の中にタイムラインを組み込み、各種ハザードマップの見直しを行うとともに、多発化・深刻化する気象灾害や感染症対策、地震・火山災害の

発災時に対応できる体制を整備すること。

- ③ 「地方公共団体のための災害時支援体制に関するガイドライン」を踏まえ、平時から応援・支援に向けた体制を整備すること。

#### (4) 災害時における要配慮者支援

- ① 高齢者、障がい者、子ども、疾患のある人、外国人などの移動手段の確保、感染症対策を含む避難計画を策定し、周囲への遠慮をせずに避難所で生活できる体制を整えるための支援を強化すること。また、外国人の防災対策に関しては、避難訓練時のアナウンスや被災時の避難場所の案内における多言語対応等、情報伝達を支援する体制を整備すること。
- ② 病院、介護保険施設、居住系サービス、福祉施設等における避難計画・体制を見直すとともに、同計画にもとづき職員・入所者等に対する防災教育や避難訓練の実施を徹底すること。また、事業者が移動手段を確保できる体制整備を行うこと。
- ③ 高齢者など避難行動要支援者に対する効果的な支援が実施できるよう、ケアマネージャーや介護サービス事業者等と連携して、個別計画を策定すること。
- ④ 福祉・介護施設等における災害時の対応力を高めるため、事業継続計画（B C P）の策定・運用・見直しを支援すること。B C Pの策定にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策も含めた内容とすること。

### 5. 地域における教育機会の確保

#### (1) 教育の充実に向けた予算確保

- ① 「30人以下学級」の早期実現にむけて、小学校1年生～中学校3年生の学級編成標準を順次改訂するとともに、当面、「新たな教職員定数改善計画」を早期に実施すること。また、地域の特性にあった教育環境整備・教育活動の推進、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するために、複式学級の解消をはじめ、義務標準法改正とともに教職員定数改善の早期実現及び、必要な予算の確保をはかるよう国に求めること。
- ② 高校授業料無償化の所得制限を撤廃するとともに、高校生・大学生向け給付型奨学金制度を拡充ならびに利息付貸与型奨学金の返済時負担軽減のため、利率の大幅引き下げや利子補填を行うよう国に求めること。また、新型コロナウイルス感染症による経済的理由で就学困難な学生への学費補償を行うこと。

#### (2) 公立小学校・中学校の統廃合

- ① 文部省が2015(H27)年1月に示した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」に係る、公立小学校・中学校の統廃合については、財政の論理で安易に行うべきものではなく、教育・福祉・防災などまちづくりとの関わりを念頭に、学校が地域にあることの意義、統廃合による弊害などを十分考慮すること。
- ② 小中学校の統廃合に当たっては、学校・保護者・地域の声を十分に踏まえ、子どもの教育の観点と同時に、学校が地域のコミュニティの拠点としての役割を果たしているとの視点から検討を行うこと。
- ③ 小規模校の教育の充実のため、免許外担当教員解消に向けた定数措置と複式学級解消に向けた定数措置を国に要請すること。

以上